

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月 7日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MINITUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03) 3456 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成26年1月7日(火)開催の当社取締役会において、当社普通株式について、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)を行うことが決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、海外募集の決議と同時に、当社普通株式の日本国内における一般募集(以下「国内一般募集」という。)及びオーバーアロットメントによる売出し並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことが決議されております。

## 2【報告内容】

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 株式の種類               | 当社普通株式  |
| (2) 発行数                 | 以下の 及び の合計による当社普通株式60,250,000株<br>下記(8)に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式52,500,000株<br>下記(8)に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式7,750,000株<br>(注) 国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、平成26年1月22日(水)から平成26年1月24日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。                     |
| (3) 発行価格<br>(会社法上の払込金額) | 未定<br>(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。)  |
| (4) 資本組入額               | 未定<br>(資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を上記(2)に記載の発行数で除した金額とする。)  |
| (5) 発行価額の総額             | 未定  |
| (6) 資本組入額の総額            | 未定<br>(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。なお、当社は、平成25年12月26日(木)開催の取締役会において、公募(国内一般募集及び海外募集)による新株式発行の払込期日と同日付にて、当該新株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額を減少させることを決議している。) |

- (7) 株式の内容 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式  
単元株式数 100株  
当社は、普通株式のほかに各種優先株式についての定めを定款に定めているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は100株、各種優先株式は1株としている。  
また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剰余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。
- (8) 発行方法 Morgan Stanley & Co. International plc、Merrill Lynch International及びNomura International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(2) に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (9) 引受人の名称 Morgan Stanley & Co. International plc（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）  
Merrill Lynch International（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）  
Nomura International plc（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー）
- (10) 募集を行う地域 海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）
- (11) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 手取金の総額      |                     |
| 払込金額の総額上限   | 63,487,835,000円（見込） |
| 発行諸費用の概算額上限 | 3,349,000,000円（見込）  |
| 差引手取概算額上限   | 60,138,835,000円（見込） |
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成25年12月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。
- また、上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額である。
- 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 上記差引手取概算額上限60,138,835,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額158,150,050,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限23,345,455,000円と合わせ、手取概算額合計上限241,634,340,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定である。
- なお、当該設備投資資金は、自動車生産設備に係わる設備投資として主に名古屋製作所及び水島製作所で製造する新型車対応に係わる設備投資資金、合理化投資資金及び維持更新投資資金並びに自動車開発研究設備に係わる設備投資として主に技術センターにおける全世界で生産を行う新型車研究設備投資資金等に充当する予定である。

上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額は、本臨時報告書提出時点における概算額であり、実際の充当額は結果としてこれと異なる可能性がある。すなわち、当社は、本件第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の取得を行う予定であるが、これとともに、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、併せて「株主3社」という。）は、本件第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業株式会社は当社を引き続き持分法適用関連会社とするように、株主3社の直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について、転換価額その他当社定款に基づく優先株式の所定の条件に従い普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得する予定であり、それら取得請求権行使の対象となる優先株式は、当社による優先株式の取得の対象から除かれることから、当社による取得対象となるのは、それら取得請求権行使の対象となる優先株式以外の優先株式となる。当社による取得対象となる優先株式の種類及び数は、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資における最終的な発行数及び払込金額の総額の合計額、取得請求権の転換価額並びに株主3社がそれぞれ有する優先株式のうち取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数（株式譲渡及び匿名組合出資の後に取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数を含む。）等によって変動するため、実際に優先株式の取得資金として充当する金額もこれらにより影響を受ける。

(12) 新規発行年月日  
 （払込期日） 平成26年1月29日（水）から平成26年1月31日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所

(14) その他の事項 発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	623,274,767株
普通株式	622,893,974株
第1回A種優先株式	42,200株
第1回G種優先株式	130,000株
第2回G種優先株式	168,393株
第3回G種優先株式	10,200株
第4回G種優先株式	30,000株
資本金の額	165,701,243,103円

（平成25年11月30日現在）

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。